

令和 6 年 6 月 21 日現在

機関番号：13101

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13213

研究課題名（和文）近世ドイツの秩序創出における請願とポリツァイ法の相互影響関係に関する研究

研究課題名（英文）Study on Interactions of Petitions with Policey for the Social Order in Early Modern Germany

研究代表者

小林 繁子（KOBAYASHI, SHIGEKO）

新潟大学・人文社会科学系・准教授

研究者番号：20706288

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、近世国家形成の過程で進展した、規律化と臣民の自発的な働きかけを表裏一体として捉えることを目指した。2020年度にはマインツ選帝侯領における請願人の働きと役人の職掌を分析し論文「請願と交渉」（『西洋史研究』新輯第50号）をまとめた。下位の在地役人と上位役人との態度の不一致が請願人に交渉の余地を作ったことを明らかにした。2022年度以降には比較的アクセスの容易な帝国裁判所史料に基づく研究成果をまとめた。2023年度には帝国宮内法院の裁判史料の渉獵を開始した。帝国最高法院との比較を含め、帝国宮内法院の魔女事例についての研究はほぼ皆無であり大きな手ごたえを感じている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年先進国ではポピュリズムが台頭し、その排外主義を露わにするようになった。民主主義的な価値である「多数の政治参加」のネガティブな側面と言える。こうした現代的問題を前に、本研究は前近代社会において「臣民」が「お上」にどのような動機からどのようなコミュニケーション回路を通じて働きかけ、またそれが社会全体にどのような帰結をもたらしたのかを明らかにすることを目指すものである。領邦・帝国という重層的な司法機構の中で臣民がその制度をどのように利用したのか、学識者などエリート層、役人、領主はそれにどう答えるのかを問う本研究は、上下双方向のコミュニケーションとしての支配実践を実証的に明らかにするものである。

研究成果の概要（英文）：This study aimed to elucidate the dual movement of discipline and the voluntary efforts of subjects that progressed during the formation of the early modern state. In 2020, a research was conducted on the actions of petitioners and the roles of officials in the 1660s in the Electorate of Mainz. The results of this investigation were published in a paper, which clarified that The difference in attitudes between local and central officials created room for negotiation for the petitioner.

In 2022 due to difficulties in investigating materials at the territorial level, a survey of the more accessible Imperial Court records was initiated and compiled into a paper, which was included in a collection edited by Naoko Matsumoto. In 2023, a survey of the judicial records of the Reichshofrat was started. Since studies on witch cases in the Reichshofrat, including comparisons with the Reichskammergericht, are still limited, significant research outcomes can be expected in this area.

研究分野：近世ドイツ史

キーワード：魔女 請願 ポリツァイ 帝国最高法院

1. 研究開始当初の背景

申請者は科研費若手研究(B)「近世的支配形成のダイナミクス 魔女迫害と近世国家」(2015～2017年度)で魔女迫害に見られる請願と君主のポリツァイ条令との相互関係を分析してきた。この研究は魔女裁判という大量現象に着目することで、そこから生じた行政上・司法上の様々な要求に対処する当局と臣民との関係を明らかにすることを目的とした。しかし研究を進めるにつれて、魔女裁判は近世の文脈では刑事訴訟の一つであり、他の刑事事件においても魔女裁判と同様の手続き上の諸問題が生じていたことが明らかになった。民衆の処罰感情とそれを当局に訴えかける手段、また様々な手続き上の問題を分析する上で、魔女裁判を特殊なものとして一般刑事裁判から切り離すのではなく魔女裁判を刑事裁判全体に位置づけることが有益であると着想した。こうした認識は、近年研究蓄積の厚みを増してきている犯罪史研究に触発されたものである。

民主主義が普遍的な政治体制と評価され近代の基盤となって久しいが、近年先進国ではポピュリズム政党が台頭し、その排外主義をあからさまにするようになった。こうした現代社会の状況を前に、民主主義的な価値である「多数の政治参加」のネガティブな側面もあらわになったと言える。こうした現代的問題を前に、本研究は前近代社会において「臣民」が「お上」にどのような動機からどのようなコミュニケーション回路を通じて働きかけ、またそれが社会全体にどのような帰結をもたらしたのかを明らかにすることを目指した。

2. 研究の目的

本研究は、近世神聖ローマ帝国西部地域における領邦レベルの法令(ポリツァイ法と総称)と臣民からの個々の請願を比較検討することで、民衆からの請願と領邦の法令がどのように結びつき、秩序形成に寄与したのか、宗教的背景、請願者・法令の起草者の利害を含め実証的に明らかにしようとするものである。これを通じて、臣民の主体的な働きを含め近世的支配形成を有機的に理解することを目的とする。それは「上からの」政治史・制度史への偏重、社会史と政治史の隔絶を克服し、近世史研究に新たな視座を提供する契機とすることを旨とするものであった。

3. 研究の方法

当初予定していたのは領邦レベルでのポリツァイ条令および請願事例を収集し、その相互影響関係を分析するというものであった。しかし、感染症の世界的流行により文書館での長期的・皆悉的な史料調査は断念せざるを得なかった。すでに史料状況について一定の知見があったマインツ選帝侯領については一部史料をデジタル複写でメール送付してもらうなど、ある程度新史料の入手はできたので、プロソポグラフィ研究を援用して請願の受け手である役人の具体相にアプローチした。

また、臣民が帝国の裁判所を利用し得たことに着目し、領邦 - 帝国という重層的な司法機構を分析するため、帝国裁判所への上訴事例としてケルン選帝侯領からの名誉棄損訴訟、トリーア選帝侯領からの無効の訴えを刊行史料と文書館史料を用いて分析した。

4. 研究成果

本研究において当初計画していたマックス・プランク・ヨーロッパ法史研究所 Max-Planck Institute for European Legal History への研究滞在、およびその目的としていた請願およびポリツァイ条令に関する文書間での史料調査は、2020年3月以降の Covid-19 による全面的な渡航制限により断念せざるを得なかった。本研究は文書館史料に基づく実証研究をその骨子とするものであったため、研究計画の全面的な変更を余儀なくされた。以下に述べる研究成果は、本来意図していた目的と相当程度異なるものであるものの、領邦君主による支配形成の問題、臣民による司法利用、法学識者の機能分析という多角的な視点から領邦 - 帝国という重層的な司法の風景を射程とするものになった。

(1) infra-justice としての請願

論文「請願と交渉 16・17世紀の魔女裁判をめぐる infrajstice」(『西洋史研究』新輯第50号、2021年)では、魔女裁判の開始を求める請願が多数見られるマインツ選帝侯領の都市ディーブルクの事例を中心に、魔女裁判をめぐる交渉の総体を infrajstice として分析し、とくに請願人と中央当局との仲介者となる地方役人の役割に着目した。マインツ選帝侯領では地方行政を担う管区長職は貴族によって占有されていたが、重要管区にはその時々選帝侯の血縁が任命されることが多い一方で、他の管区には地縁のない者が、土着ではあっても宮廷と近い関係にある貴族が任命された。管区長職の任命と配置は選帝侯の支配形成と密接に関係していたことが明らかになった。他方、非貴族出身で地方の司法・行政を担うケラーは主に在地から選ばれ、管区をまたいだキャリアを築くものはごく一部にとどまった。共同体居住者の中から選ばれたシュルトハイス・ツェントグラフ・ファウトなど下位役人は司法の領域では違反者の逮捕拘禁や徴表の精査などの警察的役割を担ったことを明らかにした。こうした地縁に強く結びついた下位の在地役人と、地縁のない上位役人の態度は必ずしも一貫しておらず、彼らの間の不一致が請願人にとっては交渉の余地だったと言える。地方の下位役人がこうして請願実践において果たした役割が一定程度見えてきたが、ポリツァイ規範の形成との具体的なつながりはまだ見いだせていない。そこで、今後は地方役人への統制に関わるポリツァイ規範に分析対象を広げていく必要がある。

(2) 多層的司法の風景：帝国最高法院への名誉棄損訴訟を例に

領邦のポリツァイ形成への臣民の関与という本研究の関心にとって、神聖ローマ帝国の臣民が帝国レベルの裁判所を利用することができたということは重要である。論文「帝国最高法院における魔女：名誉棄損訴訟の利用可能性の考察」(松本尚子編『伝統社会の司法利用 - 東西比較の可能性』大阪大学出版局、2024年)では刑事としての魔女裁判ではなく、民事としての魔女名誉棄損訴訟に着目し、個人間の争いから帝国レベルでの訴訟に至るまでの臣民の働きかけを検討した。

名誉はヨーロッパ伝統社会において不可欠の社会資本であり、名誉棄損に関する規定は古代から存在する。民事的訴訟であれば賠償や公的撤回と謝罪を、刑事的訴訟であれば禁固刑・笞刑・名誉刑・追放刑などを中傷者に科すことができた。この種の訴えには領邦・都市の世俗の下級裁判所や教会裁判所から、帝国レベルの裁判所まで、幅広い裁判所が管轄権を有している。このような管轄の重複はどの裁判所を利用するか、臣民に選択の余地を与えていたと言える。本報告で取り上げた事例では、トリーア選帝侯ヨハン7世は中小被害者からの請願を受け彼を一貫して支持したが、選帝侯の姿勢と裏腹に、トリーア高等裁判所は魔女裁判史料の開示を拒否するなど、

選帝侯が代官や高等裁判所に行き届く影響力は限定的だった。こうした状況において、帝国最高法院への提訴はリーダー個人の権益を守るためのみならず、選帝侯にとっても領邦の司法の主導権強化という意味を持ったと言える。ほかの事例では、帝国最高法院訴訟は和解を前提とした時間稼ぎ、下級審の判決執行の先延ばしとも思われる訴訟が見られた。こうした訴訟は、領邦における上訴抑制のための規定を形骸化するものともいえる。こうしたポリツァイの形成・解体という逆方向への働きかけを分析するうえでも、引き続き帝国レベルを含めた分析を進めていかなければならない。

(3) 領邦裁判所 - 大学 - 帝国裁判所

帝国レベルにおけるポリツァイ形成と臣民の働きかけを分析すると、法学識者、とりわけ大学法学部がしばしばアクターとして登場する。ここで、領邦～帝国レベルにおいて、領邦君主、大学、臣民三者が鑑定をどのように利用したのかという問題が浮かび上がった。こうした問題関心から、「法鑑定機関としての法学部：鑑定制度の利用をめぐる」（比較国制史研究会例会・2021年11月）と題する研究報告を行った。この報告については可及的速やかに活字化する予定である。

帝国北部のロストック大学、帝国南部のテュービンゲン大学を例にその鑑定規模を概観すると、テュービンゲン大学では1602-1883年におよそ2万件の鑑定が行われており、うち1割強が刑事事件であった。ヴュルテンベルク公はラント法で訴訟記録送付先を実質的にテュービンゲン大学に限定し、自領内で鑑定を完結させる努力があったことが分かる。このことは、一貫的な司法領域としての領邦国家を形成するにあたって大学法学部が果たした役割を示すものである。ロストック大学は1570-1719年に3万件以上の鑑定を行っており、周辺領邦からの鑑定もここに送られた。その人気は、鑑定料が比較的安価であったこと、鑑定の遅滞には学部規定により罰金を科すなど、手続きが迅速に行われたことにあると考えられる。法学部にとって鑑定活動は主要業務の一つであり、重要な収入源であった。他方で、17世紀フルダ修道院領の事例では迫害最盛期に領邦君主であるフルダ修道院長がヴュルツブルク大学に記録送付を行っており、自らの裁判権下における魔女裁判手続の正当性を法学部の鑑定によって担保しようとした。修道院長が代替わりすると、一転して魔女迫害は不当なものに見なされ、指導的な役人バルタザール・ロスが逮捕された。ロスは自らの保護を帝国最高法院に訴え出たが、住民はヴュルツブルク大学に鑑定を依頼し、彼の裁判運営の不当性を明らかにしようとした。ヴュルツブルク大学はロスに大きな過失を認めなかったため、住民はインゴルシュタット大学に新たに自らの利害に合致した鑑定を求めた。臣民は複数の鑑定先を目的に選んで、意に沿わない鑑定に際しては新たに別の法学部に鑑定を求めることができたのである。こうした鑑定意見の相違が宗派によるものか、学部構成員の学問的背景によるものかは引き続き事例収集と分析が必要とされる。大学史研究との接続も望まれる。

2023年には、帝国宮内法院における裁判事例の史料調査に着手した。帝国裁判所については帝国最高法院の研究に偏重しており、帝国宮内法院については論ずべきことがまだ多い。本研究で明らかになった課題について、帝国レベルを射程に収めた分析を続けていくつもりである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小林繁子	4. 巻 50
2. 論文標題 請願と交渉 16・17世紀の魔女裁判をめぐる <i>infrajustice</i>	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 西洋史研究（新輯）	6. 最初と最後の頁 53-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小林繁子	4. 巻 26
2. 論文標題 魔女イメージの変遷	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会科の研究（新潟大学教育学部）	6. 最初と最後の頁 28-36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小林繁子	4. 巻 70
2. 論文標題 書評・牟田和男著「都市の教養エリートと魔女迫害」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 233-234
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 小林繁子
2. 発表標題 帝国最高法院における魔女：名誉棄損訴訟の利用可能性の考察
3. 学会等名 日本法制史学会第73回大会シンポジウム（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小林繁子
2. 発表標題 法鑑定機関としての法学部：魔女裁判における鑑定制度の利用をめぐって
3. 学会等名 比較国制史研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小林繁子
2. 発表標題 Infrajustizとしての請願：マインツ選帝侯領の魔女迫害を例に
3. 学会等名 日本西洋史学会大会・小シンポジウム（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小林繁子
2. 発表標題 Infrajustizとしての請願：近世ドイツにおける司法利用への一試論
3. 学会等名 西洋史研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 石田 勇治、佐藤 公紀、柳原 伸洋、宮崎 麻子、木村 洋平	4. 発行年 2020年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 744
3. 書名 ドイツ文化事典	

1. 著者名 金澤 周作、藤井 崇、青谷 秀紀、古谷 大輔、坂本 優一郎、小野沢 透	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 340
3. 書名 論点・西洋史学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------